

仕 様 書

建設局土木管理部西部土木みどり事務所

(担当 技術調整担当 柳田、中島 電話 871-6721)

件 名	地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>別紙「令和8年度 地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務委託仕様書」のとおり</p> <p>本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。</p>

令和8年度 地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務委託仕様書

本書は地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン（以下「サンクンガーデン」という。）の機械警備に係る仕様書である。本業務の施行にあたり、京都市契約事務規則及び関係法令を遵守し、令和8年度地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき誠実に業務を実施すること。

第1章 総則

1. 委託業務名称

地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務委託

2. 委託場所

京都市右京区太秦下刑部町9番地の2

3. 委託業務期間(または契約期間)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 業務範囲

機械警備の対象となる範囲については、別紙1-1に示し、駅前広場サンクンガーデンがこれに該当する。

5. 受託者の必要条件と提出書類

契約後、業務開始までに下記書類(受託者の会社で作成するものは社名・代表者名、その各押印があるもの)をA4ファイルに綴じ、西部土木みどり事務所に2部提出し、そのうち1部を受託者が保管する。

西部土木みどり事務所は提出書類の内容について不正・事実と異なる内容がないか確認を行い、内容に疑義を生じた場合は説明を求めることがある。また、業務開始後に変更があった場合は、変更後すみやかに提出すること。

(1) 機械警備業務の施行にあたり、施行の確実性を保証または証明するに必要な書類

ア. 警備業の許可書の写し

イ. 機械警備実施体制図(別紙1-2参照)

ウ. 機械警備業務責任者の機械警備業務従事経歴書(別紙1-3参照)、雇用を証明する公的機関の発行する書類の写し、資格要件を証する書類の写し。

6. 契約の解除等

本業務の実施に関し、受託者が仕様書の記載事項に従わないとき、西部土木みどり事務所及びその担当者の指示(仕様書を著しく逸脱する指示は除く)に従わないとき、提出書類・業務の報告で虚偽の申告を行った場合は、発注者の業務の全部または一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、発注者は当該月の受託金額の支払い延期・支払い停止・支払い取消しを行い、その後、以降の契約解除を行うことができる。

7. 作業報告書等及び報告を行わなかった場合の契約解除及び違約金の請求

業務期間中に行った作業は報告書にまとめ、西部土木みどり事務所に提出しなければならない。施行の確実性を保証又は証明するに必要な書類等に変更があった場合も同様とする。

なお、報告書の提出がなく、報告書の提出を命じたにもかかわらず提出が無かった場合、虚偽又は不正の報告を行った場合、検査不合格の場合等は違約金を請求することができる。

8. 受託者の責による契約解除

受託者が契約の解除を申し出る場合、申し出は文書で行い、本市は申し出の日より 3 月以内をめどとして次の受託者を定める。

現受託者は、次の受託者の業務開始まではいかなる理由、損失があろうとも業務を誠実に行わなければならない。

9. 契約解除等の賠償

契約の解除等により生じる受託者の損害について、本市はその損害を一切賠償しない。

また、受託者の都合により辞退した場合を含め履行业務部分の支払いについては、提出書類により、履行、非履行部分の項目別の金額を数量・業務日数等の按分により計算し、履行部分について支払うものとする。

また、本市及び西部土木みどり事務所は、その他受託者の責による契約解除については受託者に損害賠償を請求する場合がある。

10. 支払い

本市は、毎月の当該業務完了後、受託者から請求のあった日から 30 日以内に契約金額の 1/12 の額（端数は、3 月に調整）を支払うものとする。

11. 別紙様式例の作成の注意

仕様書に添付の提出用の各別紙様式例は見本であり、書式については変更を認めるが、記入項目を減らしたり省略することを認めない。省略されている場合は、提出されなかったものとして取り扱う場合がある。

また、項目を追加・変更することは可能であり、西部土木みどり事務所と別途協議すること。

12. 注意・その他

- (1) 受託予定者は、警備業法第19条第1項の規定による当該契約の概要について記載した書面を、西部土木みどり事務所に提出すること。また、契約締結後、すみやかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を2部西部土木みどり事務所に提出すること。
- (2) 本業務の履行を満足できない理由に受託会社の経営方針・雇用状況等を理由にすることはできない。
- (3) 本業務に従事する者は、その期間及びその期間終了後も、業務上知り得たことについては、本市の許可を得ずに外部にもらしてはならない。
- (4) 本仕様書に疑義・矛盾がある場合は双方協議する。

第2章 機械警備業務

1. 施設概要

- (1) 主要用途 サンクン広場
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造
- (3) 建築面積 324.46 m²
- (4) 延べ面積 546.92 m²
 - ・サンクン広場 468.56 m² (地下部 264.32 m²、上屋 204.24 m²)
 - ・電気室 21.54 m²
 - ・雨水ポンプ室 56.82 m²

2. 機械警備業務

本業務は、現地に設置されている監視盤が監視項目（エスカレーター一括故障異常、電灯分電盤一括故障異常、受変電設備異常、雨水排水槽満水異常、雨水排水ポンプ一括故障異常）を感知した信号を受信したとき、又は市民等からの連絡により事故・故障等やその他異常について把握した場合は、警備員を概ね15分以内に現地に到着させ、速やかに現地に設置済みの監視カメラ3台により現地の状況をモニター確認するとともに、関係機関に通報し（別紙2-2緊急時連絡表参照）、必要な処置を講ずること。必要な処置を講じた場合、西部土木みどり事務所に電話連絡し、西部土木みどり事務所が指示する場合には、報告書を提出すること。

- (1) 機械警備は、終日実施すること。
- (2) 現地確認及び対応は、異常を把握した場合にその都度実施すること。
- (3) 非常時における緊急処理の内容
 - ア. 火災・放火・爆発
 - (ア) 負傷者の救助・通行者の避難誘導
 - (イ) 通報
 - (ウ) 初期消火活動
 - イ. 浸水・洪水
 - (ア) 負傷者の救助・通行者の避難誘導
 - (イ) 通報
 - (ウ) 止水板の設置

ウ. エスカレータの事故、故障

- (ア) 負傷者の救助・通行者の避難誘導
- (イ) 通報
- (ウ) エスカレータ保守会社への連絡

エ. 停電

- (ア) 負傷者の救助・通行者の避難誘導
- (イ) 通報

オ. 雨水ポンプの故障

- (ア) 通報
- (イ) 雨水ポンプ保守会社への連絡

カ. その他の事故・事件

- (ア) 負傷者の救助・通行者の避難誘導
- (イ) 通報

(4) 本業務は、迅速性が最も重要視されることから、業務が迅速に履行されるように受託者の連絡体制及び応急処置の体制を構築すること。

3. 提出書類及び準備行為

本業務の開始に当たり、業務開始初日から業務に支障のないように準備を始めること。
本業務開始前後に提出する書類は以下による。提出書類の様式は、【 】内に示す資料を見本とし、その扱いは第1章第12項による。

(1) 作業報告書

月報は作業項目すべてを含み、毎月まとめて西部土木みどり事務所に提出すること。

【別紙 2-1】

(2) 事故等の報告

事故後すぐに口頭による連絡を行うとともに、事故内容、処置内容、処理内容等と今後の対応についての報告書を7日以内に西部土木みどり事務所に提出すること。
事故処理が完了した場合は1ヶ月以内に最終報告書と今後の予防対策を西部土木みどり事務所に提出すること。

4. 損害の負担

受託者の不注意によりサンクンガーデンに損害を与えた場合は受託者がその責任によって発注者の指示により現状に復すこと又は金銭賠償を行うこと。

受託者の責により生じた機械警備区域内での人身事故等については、受託者の責任において誠意をもって速やかに解決を図ること。

5. 警備に使用する回線

本市所有のNTT一般回線を使用すること。(但し、受託者の負担で設置する専用回線でも可)

6. 警備業務用機械装置の設置等

受託者は、業務を実施するにあつて警備業務用機械装置を設置し、前年度の受託者の警備業務用機械装置から切替えを行う必要があるため、前年度の受託者と事前に切替えの調整を行い、遅滞なく業務を開始すること。

また、契約終了後、警備業務用機械装置は、受託者の負担で撤去するとともに、次年度の受託者と切替えの調整を行うこと。

7. 通信料等の負担

機械警備に必要な受信・通信設備にかかる経費、通信料は、受託者の負担とする。

8. 機械警備業務責任者

受託者は、次の要件を満たす者を機械警備業務責任者(以下「責任者」とする。)として選任し業務に当たらせること。

西部土木みどり事務所が作業上不適当と判断した場合、受託者は社内の規定に照らし、適当な指導その他改善のための指導を行うこと。

(1) 責任者

本業務の受託者は、本業務を把握し、実際の作業を行う担当者を指揮監督する責任者1名を専任で定めること。責任者は、本業務に必要な資格を有するなど、作業に習熟した者とする。また、受託者の正社員として、受託業務期間終了まで継続して勤務予定の者とする。

9. 責任者の業務

責任者は、担当者に対し、採用時に研修を実施すること。また、その実施記録を西部土木みどり事務所が必要とした場合は、すみやかに提出しなければならない。

責任者は担当者の作業指導を行い、寄せられた苦情に対応し、常に適正な作業が行われているか点検する。作業報告書の作成を行い、西部土木みどり事務所に提出し、確認を受ける。

責任者は、本業務に対する苦情・作業要請等に速やかに応答し、対応すること。

また、責任者は、苦情・作業要請等の対応を行ったときは、西部土木みどり事務所に連絡すること。

1 0. 担当者

担当者に対しては、受託者が十分な指導・教育を行うこと。特に、西部土木みどり事務所が作業上本業務に不相当と判断した担当者に対しては、西部土木みどり事務所が必要と判断する十分な指導・教育を受託者が行った後に業務を行わせること。担当者の業務上の行為により起こった苦情、トラブル等は、すべて受託者の責任において解決すること。

1 1. 責任者、担当者の配置転換

仕様書の禁止事項を守れない者は、事実発見の時点で即刻その後の作業は代替要員に行わせること。その後、受託者の施設において、その者に禁止事項について十分な説明・指導・教育を行い、十分理解させた後に作業に復帰させること。

責任者の配置換えを行うときは、新たに配置しようとする者が必要な要件を満たしていることを証する書類を事前に提出し、西部土木みどり事務所の承諾を得ること。

1 2. 制服の着用

サンクンガーデンの機械警備業務従事者であることを第三者に分かりやすくするため、作業員には清潔感があり受託者の会社名の入った制服（作業服）を着用させること。

1 3. 履行確認

西部土木みどり事務所は、業務内容について受託者からの業務完了報告書により履行確認を行う。

1 4. 機械警備業務の苦情投書について

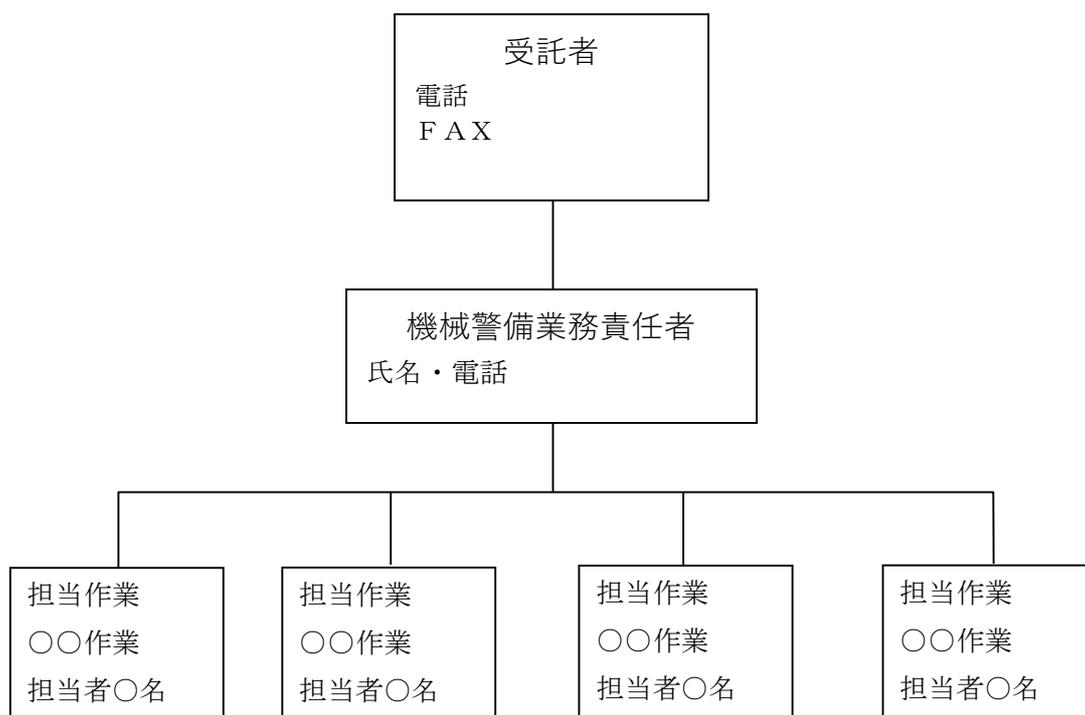
西部土木みどり事務所に寄せられた文書による、機械警備の業務・作業不完全による苦情については、受託者は西部土木みどり事務所に文書で持って回答しなければならない。西部土木みどり事務所は苦情者に提出された文書の写しをその本人に報告する。

別紙 1-2 (A 4 以上、複数枚可)

地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン機械警備業務実施体制図例

京都市長 様

社 名 _____
代表者名 _____ 印



別紙 1-3 (A 4 以上、複数枚可)

機械警備業務責任者の機械警備業務従事経歴書例

京都市長 様

社 名

代表者名 _____ 印

機械警備業務責任者経歴書

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 氏名、年令 | 〇〇〇〇 〇〇歳 |
| 2. 管理職になった年 | 〇〇年〇〇月 |
| 3. 管理業務実務経験 | 〇〇年〇月から〇〇年〇月
〇年〇月間 |
| 4. 受託先 | 〇〇 |
| 5. 受託先住所 | 〇〇府〇〇市〇〇町 |
| 6. 受託先電話 | 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 |
| 7. 受託先監督部署 | 〇〇課〇〇係 |

令和 年 月 日

社 名
代表者名 _____ 印

業 務 完 了 報 告 書

下記の業務が完了致しましたことを、ご報告申し上げます。

- (1) 作 業 場 所 : 地下鉄太秦天神川駅駅前広場サンクンガーデン
(2) 機 械 警 備 業 務 : 令和 年 月 日 ~ 月 日

別紙2-2 緊急時連絡表

部 署 名 等		電話番号	備 考
京都市建設局 土木管理部西部土木みどり事務所		業務時間内	871-6721
		業務時間外	871-6721
清掃業務 受託者	社名	緊急連絡先	
	責任者		
警備管理業務 受託者 (管理扉の開閉及び施錠等)	社名	緊急連絡先	
	責任者		
機械警備業務 受託者	社名	緊急連絡先	
	責任者		
昇降機設備保守管理業務 受託者	社名	緊急連絡先	
	責任者		
消防署	負傷者, 火災, 浸水		119
		右京消防署	871-0119
警察署	負傷者, 火災, 浸水, 事件		110
		太秦交番	861-4110
		右京警察署	865-0110
関西電力(株)京都営業所	停電	平日9時～20時	491-1141
		夜間(20時～9時) 及び土, 日	491-1421
地下鉄太秦天神川駅駅務室			881-8211
太秦天神川駅自転車等駐車場			864-0648
サンサ右京中央監視室			882-2437